

令和7年度商業者創業支援プログラム事業業務委託に係る公募型企画提案実施要領

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

1 目的

川崎市内の商店街や商業エリアにおける店舗施設等を活用して創業を予定又は検討している人及び市内での創業後5年未満で事業の再考を検討している人を対象とした支援プログラムを、地域の実情に詳しい商業者の協力を得て実施することにより、創業意欲を高め確実な創業に結び付けることや、創業希望者と地域商業者・創業に関わる事業者・専門家等とのネットワーク形成などにより、川崎に愛着を持ち、地域商業のにぎわい創出を担う次世代の商業者を発掘・育成することを目的に実施する。

2 公募の概要

（1）業務の名称

令和7年度商業者創業支援プログラム事業業務委託

（2）業務の内容

ア 商業者創業支援プログラムの企画及び運営

（ア）創業者育成講座

（イ）テストマーケティング

イ 受講者への個別フォローの実施

（ア）講座受講前の個別フォロー

（イ）講座受講中の個別フォロー

（ウ）講座受講後の個別フォロー

※詳細は別紙仕様書のとおり

（3）事業実施期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

（4）概算金額

6,984,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

（5）選定方法

公募型企画提案方式による提案審査とし、提案団体から審査員に対し企画内容を説明する「企画提案説明会」を開催の上、提出書類の審査及びプレゼンテーション審査を行い、採択者を決定する。

なお、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外とする。

（6）参加意向申出書・企画提案書の提出期限

参加意向申出書：令和7年2月4日（火）午後5時必着

企画提案書：令和7年2月27日（木）午後5時必着

3 参加者の資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- （1）本事業と類似した取組の実績とノウハウがある者又は市内商業者とのネットワークを有する者を業務実施体制に組み込める者

- (2) 法人格を有する者
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種を「その他」、種目を「イベント」で登録されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込みである者
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者
- (9) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

4 契約までのスケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 公募要領の公表 | 令和7年1月28日（火） |
| (2) 参加意向申出書の受付 | 令和7年2月4日（火）まで |
| (3) 参加資格要件の確認通知 | 令和7年2月5日（水） |
| (4) 企画提案に関する質問書の受付 | 令和7年2月7日（金）まで |
| (5) 質問書に対する回答 | 令和7年2月12日（水） |
| (6) 応募書類・企画提案書の受付 | 令和7年2月27日（木）まで |
| (7) 企画提案審査会 | 令和7年3月4日（火） |
| (8) 審査結果発表及び通知 | 令和7年3月11日（火） |
| (9) 契約 | 令和7年4月1日（火）（予定） |

5 選定方法

企画提案の内容や実績等について総合的な判断を行った上で採択する受託予定者を決定する。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外とする。

(1) 企画提案選定委員会の設置

ア 川崎市経済労働局内に企画提案選定員会を設け、企画提案書の内容審査を行う。

参加者の中から最も高い総合得点を獲得した業者を受託予定者、次点の業者を次点者として選定する。なお、採点の結果、最も高い総合得点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとする。

(ア) 評価項目の「イ 提案内容の工夫」が最も高い点数の業者を選定

(イ) 見積りの総額が最も安い業者を選定

イ 最高得点の6割を基準点とし、総合得点が基準点を超えた業者のみ適正と判断する。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は対象外とする。

ウ 会議の公開

企画提案選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第2号）第5条第3号の規定に基づき非公開とする。

(2) 企画提案審査会（ヒアリング）の実施

提案事業者は事前に提出した提案書類に基づき、提案説明 15 分、質疑応答 10 分程度で提案説明を行う。提案事業者数により、提案説明時間等を変更する場合がある。提案説明の順番は参加意向申出書の提出順とする。審査会当日の新たな資料追加は不可とする。

ア 開催日 令和7年3月4日（火）

イ 開催場所 川崎市役所 9階会議室 （川崎市川崎区宮本町1番地）（予定）

(3) 選定基準

評価項目		評価の視点	配点
ア	企画提案の視点・内容	・事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある方向性が示された提案となっているか	30
イ	提案内容の工夫	・フォローアップ体制の構築を含め、提案者の強みを活かした工夫（独創性）が見られるか ・提案者の実績を活かした提案がなされているか	30
ウ	事業実施体制	・市内商業者と連携し受講者の創業意欲向上が期待できる実施体制を構築しているか ・事業実施に必要な専門知識を有しているか	20
エ	取組意欲・積極性	・積極性があり、前向きな提案がなされているか ・効果的な事業実施となる提案がなされているか	10
オ	提案内容の実行可能性	・十分に実行可能な方法となっているか ・適切なスケジュールとなっているか ・企画提案内容に対して見積金額が妥当なものであるか ・提案内容に無駄がないか	10

6 提案内容

- (1) 本事業を先導的に推進するための、全体の取組方針・着眼点及び想定スケジュールを提案すること。
- (2) 創業者育成講座の実施内容（講座内容、会場、受講者へのサポート、実施に際しての工夫など）をできる限り具体的に提案すること。
- (3) 創業者育成講座の受講生を対象にしたテストマーケティングに対する支援（出店先候補の紹介、出店後の講評やサポート、実施に際してのサポートなど）をできる限り具体的に提案すること。
- (4) 創業者育成講座とテストマーケティングにおける創業支援の経験のある講師や地元商業者によるアドバイザーの候補者又は選定方法等をできる限り具体的に提案すること。
- (5) 実現可能性が高く、円滑に事業を実施するための事業実施体制を提案すること。再委託する事業者がいる場合は必ず体制に記載すること。

7 提案内容の評価基準

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

※各項目の評価は5段階とし、配点に応じて一定割合を乗ずるものとする。

8 業務の委託

- (1) 企画選定委員会により選定された受託予定者と仕様や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結する。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとする。
- (2) 契約にあたっては、企画提案書に記載の内容を発注者と協議の上、仕様書に反映することとする。なお、予算規模等の都合上、全ての提案内容が反映されるとは限らないことに留意すること。
- (3) 受託予定者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とする。
- (4) 当該発注に関する一斉の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし契約書を作成する。

9 参加手続き・提出締切日

(1) 参加意向申出書の提出

ア 提出期限：令和7年2月4日（火）午後5時まで

イ 受付場所：11の担当部局と同じ

ウ 提出書類

(ア) 参加意向申出書（別添様式1）

(イ) 誓約書（別添様式2）

(ウ) 本実施要領「3 参加者の資格要件」（8）を証するもの

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）により提出する。持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。提出期限最終日の午後5時までに必着のこと。

オ 参加資格確認の結果通知

(ア) 令和7年2月5日（水）

(イ) 参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たすものであるかを確認し、その結果を電子メールで通知する。

(ウ) 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができる。ただし、その期間は令和7年2月7日（金）までとする。

(2) 質問書の受付

ア 受付場所 11の担当部局と同じ

イ 受付期間 令和7年2月5日（水）から令和7年2月7日（金）まで

ウ 質問方法

(ア) 質問書は、電子メールにより送信する。

(イ) 電子メールによる質問以外には、回答しないものとする。

エ 回答方法

受付期間中までに寄せられた質問及びそれに対する回答については令和7年2月12日（水）までに応募者全員に対して電子メールで送信する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 8部

(イ) 見積書 1部

- (ウ) 見積書の写し 8 部
- (エ) 業務実施体制・主な事業実績（別添様式 3） 8 部
- (オ) 会社概要（パンフレット等） 8 部

イ 企画提案書の様式等

- (ア) 企画提案書の様式は任意とするが、提案書については A 4 版で 12 ページ以内とする。
（表紙及び裏表紙を除く）
- (イ) 提案以外の内容は記述しないこと。

ウ 見積書作成上の注意

見積書には、人件費については業務内容ごとの工数、直接経費については費目ごとの金額を示し、その積算根拠についても記載すること。

エ 業務実施体制・主な事業実績について

- (ア) 別添様式 3 に会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。
- (イ) 職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。
- (ウ) 同種の業務実績を川崎市、他の官公庁、民間等を含めて記載すること。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）により提出する。持参の場合は事前に電話にて連絡をすること。提出期限最終日の午後 5 時までに必着のこと。

カ 受付場所 11 の担当部署と同じ

キ 受付期間 令和 7 年 2 月 5 日（水）から令和 7 年 2 月 27 日（木）まで

ク 企画提案書等の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- (イ) 受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。
- (ウ) 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがある。

10 結果通知

(1) 結果通知 令和 7 年 3 月 11 日（火）（予定）

(2) 通知方法

- ア 審査結果は、電子メールにより全ての参加者に通知する。
- イ 非選定の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して 5 日（休日等を除く）以内に書面により説明を求めることができるものとする。（電話又は口頭による質問は不可とする。）

11 担当部局

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話（直通）：044-200-2330 FAX：044-200-3920

メールアドレス：28syogyo@city.kawasaki.jp

担当：新井・鈴木

12 その他

(1) その他、本要領に定めのない事項については、川崎市と協議するものとする。

(2) 次の事由に該当する場合は、失格とする。

ア 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合

イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合

ウ 企画提案書の提出後に「3 参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合

エ 他の参加者の協力者となった場合

オ その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。